



平成 24 年 8 月 16 日

各 位

上場会社名 株式会社 アールエイジ  
代表者名 代表取締役社長 向井山 達也  
(コード番号 3248 : 東証マザーズ)  
(URL <http://www.early-age.co.jp>)  
問合せ先 取締役管理本部長 佐藤 貴子  
T E L ( 0 3 ) 5 5 7 5 - 5 5 9 0

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、及び第 240 条の規定に基づき、当社および当社子会社の使用人に対してストック・オプションとして下記のとおり新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとしての新株予約権の発行を行う理由

連結業績向上に対する意欲や士気を高め、株主各位の利益に資することを目的とする。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当対象者	人数 (名)	割り当てる新株予約権の数
当 社 使用人	2 3	7 6
当社子会社 使用人	6	1 4

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式90株とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。なお、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

90個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日（ただし、取引の成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる金額が、新株予約権の発行日の終値（ただし、当日に終値のない場合はそれに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合には、1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の終値に1.05を乗じた金額とする。

② 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個（新株予約権1個につき普通株式2株）当たりの株式数を乗じた金額とする。

a. 新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行、または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分す

る場合には、「新規発行株式数」を「処分すべき株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えることとする。

- b. 本新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時点をもって次の算式より1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成26年9月10日から平成29年9月9日

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後1年以内（ただし、権利行使期間内に限る）または権利行使期間開始の日より1年以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③その他の行使の条件については、本取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社

となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が上記（7）の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 新株予約権の割当日

平成 24 年 9 月 10 日

(12) 新株予約権証券

当社は新株予約権について、新株予約権証券を発行しない。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

以 上